に、「二十八兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十八兆千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第四号中「令和四年度」を「令和五年度」に、「二十九兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十八兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第五号中「令和五年度」を「令和六年度」に、「五百七十二億円」を「千九百六十五億円」に改め、同項第六号中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改め、同項第七号中「令和六年度」を「令和七年度」に、「四千九百二十二億円」を「二千二百二十三億五十四万三千円」に改め、同条第二項中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改める。

附則第四条の二の見出し並びに同条第一項及び第二項中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条第三項中「令和六年度から」を「令和七年度から」に改め、同項の表中

令和六年度
八百三十四億円

を削り、同条第四項中「を令和六年度」を「を令和七年度」に、「令和六年度から令和八年度までの各年度」を「令和七年度から令和九年度までの各年度」に改め、「令和九年度」の下に「から令和十二年度までの各年度」を加え、「二千六百十六億八百二十七万六千円を、令和十年度」を「二千二百十九億千三百八十万二千円を、令和十三年度から令和二十六年度までの各年度」に、「千九百九十五億八千九百十二万二千円を、令和十一年度及び令和十二年度にあつては同項の規定による額から千六百三十三億四千五十八万二千円を、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定による額から六百七十五億八千九百十二万三千円を、令和十五年度から令和十八年度までの各年度にあつては第二項の規定による額から六百七十二億八千九百十二万三千円を、令和十九年度から令和二十六年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百二十二億二千九十四万千円」を「五百八十五億七千三百二十二万円」に改め、同条第五項中「令和六年度から令和十八年度まで」を「令和七年度から令和十八年度まで」に、「千三百四十七億五百十六万円」を「八百九十八億三百四十四万円」に、「令和六年度から令和八年度までの各年度」を「令和七年度及び令和八年度」に改める。

附則第四条の三の見出し中「令和六年度及び」を削り、同条第一項中「令和六年度及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に改め、同条第二項中「令和六年度及び」を削り、同項第一号中「(8)」を「(7)」に、「当該各年度」を「令和七年度」に改める。

附則第六条第一項中「令和五年度から令和七年度までの各年度」を「令和六年度及び令和七年度」に改める。

附則第六条の三の見出し中「令和五年度から令和七年度までの各年度分」を「令和六年度分及び令和七年度分」に改め、同条第一項中「令和五年度から令和七年度までの各年度分」を「令和六年度分及び令和七年度分」に、「、令和五年度」を「、令和六年度及び」を削り、同項第一号中「五千三百十一億千四百八十七万千円」を「二千三百九十九億三千五百五十万四千円」に改め、「第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同項第二号中「四千六百三十四億八千二百二十六万五千円」を「二千百四十四億八千七百七十九万九千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　令和五年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の三第三項中「第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削る。

附則第七条の四の見出し中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第一号イ中「令和五年地方税法等改正法」という。）の下に「、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下この条において「令和六年地方税法等改正法」という。）」を加え、「という。）及び」を「という。）」に、「の施行」を「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。）の施行」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ロ中「及び令和五年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ハ中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ニ中「及び令和五年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ホ及びヘ中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ト中「及び令和四年地方税法等改正法」を「、令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号チ中「及び令和五年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号リ中「及び令和五年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ヌ中「及び令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ヲ中「及び令和五年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ワ中「及び令和五年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号カ中「及び令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同号ヨ中「及び令和五年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

附則第九条の二中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改め、同条中「令和五年度に」を「令和六年度に」に、「、令和五年度震災復興特別交付税額」を「及び令和六年度震災復興特別交付税額」に、「令和五年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」に、「六百五十四億百七十二万円」を「六百十一億千七百二十万七千円」に改め、「及び三千百五十億円」、「に三千億円を加算した額」及び「及び百五十億円」を削る。

附則第十二条の見出しを「（令和六年度震災復興特別交付税額の一部の令和七年度における交付等）」に改め、同条第一項中「令和五年度分」を「令和六年度分」に、「令和五年度震災復興特別交付税額」を「令和六年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」を「令和六年度震災復興特別交付税額」に、「令和五年度内」を「令和六年度内」に、「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」に、「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同条第二項中「令和五年度震災復興特別交付税額」を「令和六年度震災復興特別交付税額」に改める。

附則第十三条第一項中「令和五年度及び令和六年度」を「令和六年度及び令和七年度」に改め、同条第二項中「、令和五年度」を「、令和六年度」に、「令和五年度震災復興特別交付税額」を「令和六年度震災復興特別交付税額」に、「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和五年度及び令和六年度」を「令和六年度及び令和七年度」に改め、同条中「令和五年度及び令和六年度」を「令和六年度及び令和七年度」に、「令和五年度に」を「令和六年度に」に、「令和五年度震災復興特別交付税額」を「令和六年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二号）」に、「令和四年度震災復興特別交付税額のうち令和五年度」を「令和五年度震災復興特別交付税額のうち令和四年度」に、「、令和六年度」を「、令和七年度」に改める。

附則第十五条第一項中「令和五年度及び令和六年度」を「令和六年度及び令和七年度」に改め、同条第三項中「令和七年度」を「令和八年度」に改める。